

八王子市指定文化財の指定及び解除について

1 報告趣旨

八王子市文化財保護条例第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、令和6年(2024年)3月25日に、以下のものを市指定有形文化財として指定及び解除をしたため、報告する。

2 報告内容

(1) 新たに指定した文化財

名 称	小銅鐸(中郷遺跡出土)
種 別	有形文化財(考古資料)
員 数	1点
年 代	弥生時代末期
所 有 者	八王子市教育委員会
所 在 地	八王子市散田町二丁目37番1号(八王子市教育センター内)
出 土 地	八王子市長房町588番地 他
寸 法 等	高さ約3.3cm、最大幅約2.5cm、重量約5.9g

- 指定理由 平成9年度（1997年度）実施の長房団地建替事業に伴う発掘調査で出土した資料であり、以下の点から地域の歴史資料として貴重であり、学術的価値も高いと文化財保護審議会が認めたため。
- ア 全国でも60数点しか出土していない（都内では当時2例目）小銅鐸の中でも最小クラスである。
 - イ 銅製品が広く普及する以前の時代のものであり、市域における金属製品の出土例として希少性が高い。
 - ウ 一般的な銅鐸が集落から離れた場所に複数で埋設されるのに対し、小銅鐸は生活に関係する遺構内から単独で出土する例が多い点が異なる。本資料も住居跡から単独で出土した点で小銅鐸の出土傾向を補強している。

指定基準 八王子市文化財指定基準

第一 八王子市指定有形文化財

五 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は八王子市の歴史上重要と認められるもの



(2) 指定を解除した文化財

指定種別 市指定有形文化財（刀剣類）

員 数 5 件

(内 訳)

ア 指定番号 57（昭和 40 年（1965 年）6 月 26 日指定）

名 称 刀

寸 法 等 長さ 68.7 cm、反 1.8 cm 銘：（表）武蔵太郎安國 （裏）正徳丙申仲春癸生之時真丸煉作之

イ 指定番号 73（昭和 41 年（1966 年）10 月 27 日指定）

名 称 脇指

寸 法 等 長さ 55.8 cm、反 1.7 cm 銘：守重

ウ 指定番号 158（昭和 46 年（1971 年）11 月 25 日指定）

名 称 脇指

寸 法 等 長さ 55.8 cm、反 1.52 cm 銘：（表）以南蛮鉄武蔵太郎安國作 （裏）享保六年辛丑正月日

エ 指定番号 161（昭和 46 年（1971 年）11 月 25 日指定）

名 称 脇指

寸 法 等 長さ 51.2 cm、反 1.29 cm 銘：武州住照重

オ 指定番号 162（昭和 46 年（1971 年）11 月 25 日指定）

名 称 刀

寸 法 等 長さ 69.1 cm、反 0.71 cm 銘：武州下原住山本内記康重

解除理由 所在確認調査の結果、所在及び所有者が不明であることが判明したため。

3 その他

【参考】

八王子市文化財保護条例（昭和 52 年 3 月 15 日条例第 6 号）（抜粋）

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び都条例第 4 条第 1 項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、市にとって重要なものを八王子市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2～5（略）

（解除）

第 5 条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2～5（略）